

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-44)

施策名	目標10-1 放射性物質により汚染された廃棄物の処理					
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。					
達成すべき目標	対策地域内廃棄物を撤去し、仮置場への搬入を完了する。最終的には、放射性物質に汚染された廃棄物を適正に処理する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	105,924	76,797	63,776	72,993
		補正予算(b)	▲ 21,827	▲ 24,609	▲ 24,116	-
		繰越し等(c)	5,273	2,041	465	
		合計(a+b+c)	89,370	54,229	40,125	
執行額(百万円)	83,262	44,555	29,220			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針 ・「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針 ・原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針					

測定指標	汚染廃棄物対策地域の指定を解除した市町村数(累積)	基準値	実績値				目標値	達成
		H27年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	長期的な目標
		0	0	0	0	1	1	11
	年度ごとの目標値		-	-	-	-		
	<対策地域内廃棄物・指定廃棄物> 特定廃棄物埋立処分施設への搬入量(袋数)	基準値	実績値				目標値	達成
H29年度		H29~30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
0		64,341	53,330	52,960	50,412	48,333	4.8万	
年度ごとの目標値			7.5万	5万	5万	5万		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) 汚染廃棄物対策地域内において、国による対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がないと認められる場合、同地域の指定が解除されることとなる。1市において同地域の指定が解除され、残る10市町村においても家屋の解体工事が概ね完了しているなど、対策地域内廃棄物の処理を着実に進めているところ。また、福島県内の指定廃棄物については、仮置場の確保、仮設焼却施設の整備及び同施設における処理、埋立処分施設への搬入等が進んでいるところ。なお、福島県以外の県においては、指定廃棄物の今後の処理について、地元との調整を続けている。
	施策の分析	放射性物質に汚染された廃棄物の処理には、自治体や地元住民の理解を得ることが重要であり、丁寧な対応が必要である。 【進捗状況】 ①福島県においては、帰還困難区域を除く対策地域内における解体件数は、令和5年3月末時点で13,586件となっているところ。 また、可燃物を減容化処理するために必要な仮設焼却施設の設置を9市町村(11施設)で計画しており、令和5年3月末時点で、7施設が処理を完了、4施設が稼働中である。 平成29年11月には既存の管理型処分場への県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の搬入が開始され、令和5年3月末時点で269,376袋搬入された。 ②福島県以外の県については、各県それぞれの状況を踏まえた対応を進めている。宮城県においては、8,000ベクレル/kg以下の汚染廃棄物の焼却等による処理を優先的に推進しており、令和5年3月末時点で石巻圏域及び黒川圏域では焼却処理が終了、仙南圏域及び大崎圏域では本格焼却を実施中である。また、栃木県においては指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位での暫定集約の方針に基づき、現在、県・保管市町と取組を進めており、令和4年度には日光市、那須塩原市において暫定保管場所への集約が完了し、2023年5月時点で大田原市、那須町において集約に向けた準備を進めている。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 放射性物質に汚染された廃棄物の処理は、原子力災害からの復興・再生に欠かせない重要な業務であり、引き続き対応すべき施策である。 【測定指標】 ・引き続き、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を進め、汚染廃棄物対策地域の指定を解除していくことが必要であるため、現行の指標を維持する。 ・廃棄物の処理の段階が埋立処分に移行しており、引き続き特定廃棄物埋立処分施設への廃棄物の搬入が必要であるため、現行の指標を維持する。

学識経験を有する者の知見の活用	放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会
-----------------	---------------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	環境再生・資源循環局特定廃棄物担当参事官室	作成責任者名	長田啓(特定廃棄物担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	-----------------------	--------	-----------------	----------	--------